

第2ラウンドにおける検討事項について

I 実査体制（統計専任職員等）

1 地方統計機構の実査体制のあり方

【第1ラウンドでの主な議論】

- ・ 周期調査との関係で業務の平準化が困難なこともあって、市町村では他の業務との兼務が常態化。都道府県も、既存の統計調査を前提として職員を配置しているため、新たな統計需要に迅速に対応することは困難。
- ・ 地方統計機構の職員の経験年数は3年未満が半数以上。専任職員が担うコア業務と外部委託が可能なその他の業務の精査が必要。
- ・ 統計は、地方の政策の企画等にとっても重要。統計専任職員を活用し、国・地方双方にとって重要な統計を絞り込むことが必要。
- ・ 国と都道府県が企画段階から協力することが重要。
- ・ 作成した統計が政策の企画等に使用されることが地方統計機構の職員の志気向上にも重要。
- ・ 地方集計の要望への対応が不十分ではないか。地方集計が出来ない調査の精査や工夫の余地を検討することが必要。
- ・ 都道府県事業主管課を通じた調査では、独自の集計を認めてもらいたい旨の要望もあり、地方独自集計や独自の調査項目の設定について議論が必要。
- ・ 地方で上乘せ調査により追加調査を実施する場合、地方負担により実施を可能とする仕組みを検討すべき。
- ・ 業務の平準化や地方独自の調査項目の付加など、地方の負担を抑制しつつ地方の意欲が湧く現実的な対策が必要。
- ・ 地方とは調査の改善に向けた継続的な議論の場が必要。都道府県の予算当局等に対し、統計の重要性を認識してもらうための働きかけも必要。

【第2ラウンドで更に検討が必要と考えられる事項】

- ア 国と公的統計の作成に中核的な役割を果たしている地方統計機構（地方公共団体）との関係を、地方統計機構整備要綱による実績等を踏まえ、基本計画でどのように位置づけるか。
- イ 地方公共団体が行うべき業務をどのように整理するのか。また、その機能

を今後も維持するためには、どのような方策を講じるべきか。

- ① 地方公共団体を經由する必要がある調査とはどのような調査か。
- ② 新たな統計整備ニーズへの対応を含めて、周期調査の実施年度・実施時期を調整するなど、地方公共団体の実査業務の平準化を図る仕組みをどのように構築するべきか。
- ③ 地方公共団体における調査結果の利用拡大を図るため、地方表章を推進する余地はないか。
- ④ 地方公共団体のニーズに対応するため、調査客体・項目の追加を可能とする仕組みを考える場合、その留意点は何か（報告義務、費用等）。
- ⑤ 地方公共団体の施策部局における統計調査結果の利活用を促進するとともに、都道府県統計主管課等が今以上に機能するため、他に講じるべき方策はないか。

2 喫緊の課題（統計専任職員の配置数の減少など）等への対応策

【第1ラウンドでの主な議論】

- ・ 都道府県統計専任職員制度は、放置すれば衰退に向かうことは目に見えており、この機会に回復を図ることが重要。
- ・ 都道府県の統計専任職員の年齢構成は、国の交付基準単価よりも高いため、この基準額が改定されないまま人数だけ増えても、都道府県の負担が増加。
- ・ 基準額が増加しても、少子化等の影響から全体の採用枠が減少傾向にある中で、統計だけを別枠とすることは困難。
- ・ 地方では、都道府県も含めて職員の経験年数は1、2年程度。

【第2ラウンドで更に検討が必要と考えられる事項】

- ア 現行の統計専任職員制度の運用（交付基準単価の見直し、短時間再任用職員の取扱い等）について、見直しを検討することが必要か。
- イ 地方公共団体の統計関係職員の人材育成を図るため、国はどのような支援を行うべきか。

3 統計調査員の確保の困難性など現行の統計調査員制度が抱える課題への対応策

【第1ラウンドでの主な議論】

- ・ 職員調査から調査員調査に切り替えた結果精度が落ちた調査も。調査員のノウハウ蓄積が必要。
 - ・ 一部に本社一括調査を導入し、統計調査員の負担を軽減。
 - ・ 市町村の実状は様々。調査員の確保難等から極めて厳しい状況にあるところもあれば、比較的円滑に実施しているところも。大都市部では概して厳しい状況。
 - ・ 調査員の確保状況は、町会機能が維持されているかどうかで差異。町会機能が失われたところでは登録調査員を活用。
 - ・ 調査環境の悪化は、民間委託によって解決できる問題ではなく、別枠で取り組むべき。国として登録調査員の活用支援を行うべき。
 - ・ 調査環境は今後ますます悪化するもとの前提で、推計技術の開発や民間リソースの活用等の現実的対策を検討すべき。
- ※ 福井県越前市における市場化テストでは、民間事業者のみで調査員を確保できず、一部の登録調査員にも協力を要請。民間事業者からは、登録調査員の協力をどのようにして得るかが民間事業者の活用を推進する上での課題との意見（第4WG第6回会合）。
- ※ 民間事業者の活用と登録調査員の関連については、ボランティア精神に支えられる調査員を育成しつつ、民間事業者の調査にも従事することが両立し得るのか疑問（第4WG第7回会合）。

【第2ラウンドで更に検討が必要と考えられる事項】

- | |
|---|
| <p>ア 調査員の負担軽減を図る観点から、調査員調査の手法を改善する余地はないか。</p> <p>イ 国の地方支分部局では、どのような方法で、どの程度の調査員を確保しているのか。また、当該調査員を地方公共団体の系統で実施する調査にも活用する余地はないか。</p> <p>ウ 統計調査員の処遇改善を図るため、各府省ではどのような措置を講じているか。更に処遇改善を図る余地はないか。</p> <p>エ 調査環境の改善を図る一環として、統計調査員の役割などを周知することは考えられないか。</p> |
|---|

- オ 地方公共団体を通じた調査の民間活用に関して、民間側から登録調査員を活用したい旨の要望が出ているが、どのように考えるべきか。
- カ 統計調査員に「認定制度」を導入する余地はあるか

II 統計基準の設定

【第1ラウンドでの主な議論】

統計基準については、国際比較が重要、改定がなされた場合には前後の接続を考慮する必要。

【第2ラウンドで更に検討が必要と考えられる事項】

- ア 新統計法第28条により総務大臣が定める統計基準としては、どのような統計基準を定めるべきか。また定められた統計基準の適用に当たっての留意事項（柔軟性等）は何か
- イ 改定周期等の考え方をどのように整理するか。
- ウ 当面、改定すべき統計基準と改定時期をどのように整理するか。

III 統計の独立性、中立性

【第1ラウンドでの主な議論】

- 1 独立性、中立性とは、あらゆる利害関係者からの独立性、中立性を意味する。
- 2 英米では、公表に関する規律を定めており、我が国でも作成することを検討してはどうか。
- 3 統計機関の中立性へは独立性により担保される。独立性は、予算、人員、職員配置の自立が基本であり、それは、総枠管理という考え方から出発するのが实际的。中立性は、「統計」について言及すべきであり、統計基準の中にその内容を規定することが適当。
- 4 成果としての統計の独立性・中立性は理解できるが、統計機関の独立性・中立性を問う意味は何か。

【第2ラウンドで更に検討が必要と考えられる事項】

ア 我が国にとって、公表前機密の保持等、統計の中立性に関する規律を定めることについては、どのように考えるか。定めるとした場合、その法的位置づけ、対象範囲、具体的内容等をどうするか。

イ 統計の独立性・中立性を確保するためには、統計機関の在り方、位置づけはどうあるべきか。